

補助事業者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進

(印影印刷)

令和2(2020)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)の繰越しについて

科学研究費補助金が交付されている研究課題(補助事業)のうち、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった研究課題(補助事業)については、文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰越し、研究課題を継続することができます。

今年度の繰越し申請手続については、別紙「繰越し申請に当たっての留意事項」のとおりとします。別添1「繰越し制度の概要(研究者用)」及び別添2「繰越し申請書作成に当たっての参考資料集」も併せて確認してください。今年度は、例年より多くの申請が想定されますので、繰越し事由発生時期に応じて通常より1回多い3回に分けて受け付けます。金額の確定(修正)は2月下旬に最終確認を行う予定ですので、下記申請期間に関わらず早めに申請願います。

また、新型コロナウイルス感染症が原因で繰越し申請を行う研究課題に係る申請手続については、別添3「新型コロナウイルス感染症に伴う繰越し申請について」のとおりとしますので、留意してください。

なお、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度に繰越した研究課題について、新型コロナウイルス感染症の影響を把握するため、令和2(2020)年度内に研究課題を完了するかの有無について、別途、対象機関へ送付する「該当案件一覧」を作成の上、kaken-kurikosi@mext.go.jpまで送信願います。(詳細は「該当案件一覧」の記載要領を参照してください。)

【繰越しの申請期間】

(第1回) 令和2年10月までに繰越し事由が発生した場合

申請期間：令和2(2020)年12月1日(火)～令和3(2021)年1月8日(金)

(第2回) 令和2年11月～令和2年12月に繰越し事由が発生した場合

申請期間：令和3(2021)年1月9日(土)～令和3(2021)年1月22日(金)

(第3回) 令和3年1月以降に繰越し事由が発生した場合

申請期間：令和3(2021)年1月23日(土)～令和3(2021)年2月12日(金)【厳守】

※基金種目は本制度の対象外です。

【本件問い合わせ先】

〒102-0083

東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究助成第一課研究助成第二係

TEL：03-3263-2148, 1870, 0164, 2146

E-mail：kurikoshih@jsps.go.jp (システム非対応種目用)